

成年後見制度を知っていますか？

成年後見制度は、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、物事を判断する能力が十分でなくなっても、安心して暮らすことができるよう、本人を法的に保護し、支援する制度です。

■**どんなことをお願いできるの？**

成年後見人(以下、後見人)が、本人に代わって契約などの法律行為や、財産の管理をします。

また、本人が後見人の同意を得ないで行った法律行為を取り消すことができるので、悪徳商法の被害などから本人を守ることができま

【主な支援内容】

- ▼預貯金通帳や有価証券などの財産保管
- ▼生活費の出しや医療・介護費用の支払いなどの金銭管理
- ▼介護保険や障がい者制度のサービス契約、入院の契約
- ▼借家の契約や自宅の保全などの住居の確保
- ▼相続や不動産の処分などの法的手続き

これらは、本人の判断能力に応じて、何をどこまでお願いするか申し立てることができます(最終的には家庭裁判所が決定)。

■**後見人には誰になれるの？**

誰でもなれますが、家庭裁判所が最終的に判断します。4親等以内の親族が後見人になる場合が多いですが、弁護士・司法書士・社会福祉士などの専門家をお願いすることもあります(報酬額は家庭裁判所が決定)。

■**後見人に全部任せられるの？**

後見人は、入院や施設入所時の身元引受人にはなれないほか、医療行為への同意をすることができません。また、本人の死後に関する諸手続を行うことも原則できません。

後見人がついても、ご親族の協力が先

■**手続き先**

盛岡家庭裁判所

■**相談先**

地域包括支援センター

お気軽に相談ください。



子育てNEWS

地域福祉課児童福祉係 ☎・内線1107

新たな保育のカたち 家庭的保育事業所 入園の申請を受け付けます

市は、4月1日から新しく開設予定の家庭的保育事業所入園の申し込みを受け付けます。入園を希望する場合は、期限内に手続きをお願いします。

■家庭的保育事業所とは

市が認可する地域型保育事業所です。保育士の資格を持つ家庭的保育者が居宅などを利用し、家庭的な環境の中で、子どもの発達段階に応じたきめ細やかな保育を行います。入園要件は、認可保育所(園)と同じです。

■家庭的保育事業所の概要

- ▶名称 家庭的保育園(仮称)
 - ▶開園日 月曜日から土曜日まで(祝日、12月29日から1月3日までを除く)
 - ▶時間 午前7時から午後6時まで
- ※延長保育は要相談、別途料金が発生します。

- ▶場所 寄木新田
- ▶対象 生後8週経過から3歳未満まで
- ▶定員 5人
- ▶食事 自園調理
- ▶保育料 認可保育所(園)と同じですが、家庭的保育事業所へ直接納付となります。
- ▶連携施設 公立保育所が連携施設となります。代替保育、行事への参加、合同保育、卒園後の受け入れなどの支援を行います。

■受付期間

- ▶4月入園分 2月4日(月)から3月1日(金)まで
- ▶5月以降の入園分 希望する月の前々月の15日までの開庁日

■受け付け・申請用紙の設置場所

地域福祉課、西根・安代両総合支所、田山支所です。申請用紙などは、認可保育所(園)と同じです。

申し込みが多い場合には、**入園調整を行います。**

